

報告第8号

令和4年度伊賀市水道事業会計予算繰越しについて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、同条第3項の規定により報告する。

令和5年6月9日提出

伊賀市長 岡 本 栄

## 令和4年度伊賀市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保 資金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	阿保浄水場水質計器更新工事	円 10,175,000	円 0	円 10,175,000	円 0	円 0	円 10,175,000	円 0	円 0	世界的な半導体不足により、水質測定計器の資材の調達に日数を要するため。
		ゆめが丘浄水場ろ過設備整備工事	円 33,000,000	円 0	円 33,000,000	円 0	円 0	円 33,000,000	円 0	円 0	世界的な半導体不足により、ろ過機の制御装置の材料の調達に日数を要するため。
		小田浄水場南部送水ポンプ整備工事	円 18,834,200	円 0	円 18,834,200	円 0	円 0	円 18,834,200	円 0	円 0	世界的な半導体不足により、ポンプの部品の調達に日数を要するため。
		水道施設整備事業送配水管本設工事(小田高架橋)	円 23,246,300	円 9,180,000	円 14,066,300	円 0	円 0	円 14,066,300	円 0	円 0	当該橋梁に係る県発注工事の完成が3月末となる事から、本工事の着工が4月以降となるため。
		水道施設整備事業水道仮設配管資材賃貸借(小田高架橋)	円 4,435,200	円 0	円 4,435,200	円 0	円 0	円 4,435,200	円 0	円 0	本設工事の繰越に伴い、本賃貸借契約についても延長が必要のため。